

# 令和8年度 入園の手引

## ●教育・保育給付認定について



保育園、認定こども園および地域型保育事業（以下、「保育園等」といいます。）を利用するには、市に対して「教育・保育給付認定の申請」を行い、保育の必要性や保育の利用時間などの認定を受け、その後、希望する保育園等の利用について調整を受ける必要があります。

※希望する保育園等を通しての申請もできます。（1次のみ）

### ①教育・保育給付認定とは



子ども・子育て支援新制度では、3つの認定区分が設定され、その区分に応じた保育園や認定こども園、幼稚園、小規模保育事業などの利用することのできる施設が決まります。

また、2号認定や3号認定を受けた場合は、保護者の就労時間等により「保育の必要量」も同時に認定され、保育園等の利用時間が決まります。

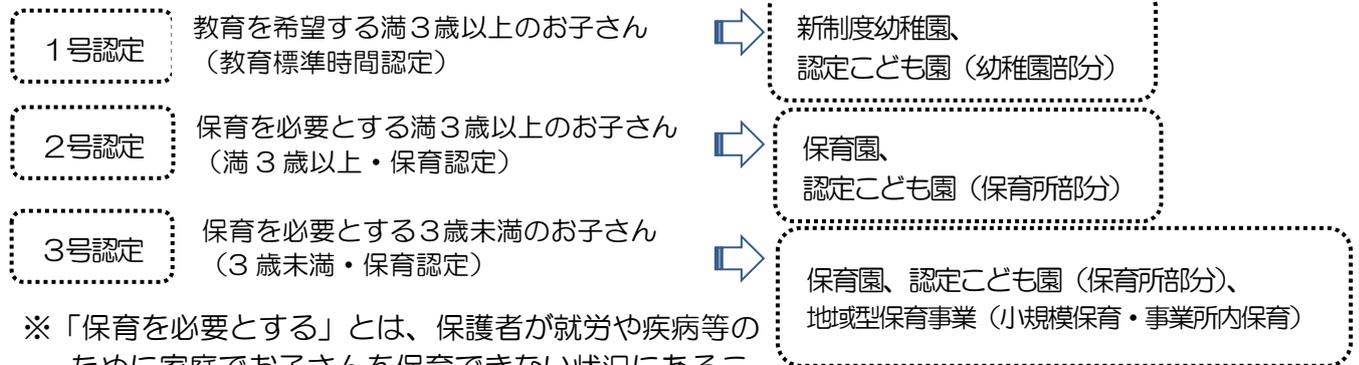
なお、保育園等の利用を希望する方は、2号認定か3号認定を受ける必要があります。

（認定こども園の幼稚園部分など、1号認定を希望する場合には、直接園へ申し出ください）

**以下の「利用できる施設等」を利用する場合は、すべて教育・保育給付認定の申請が必要となります**

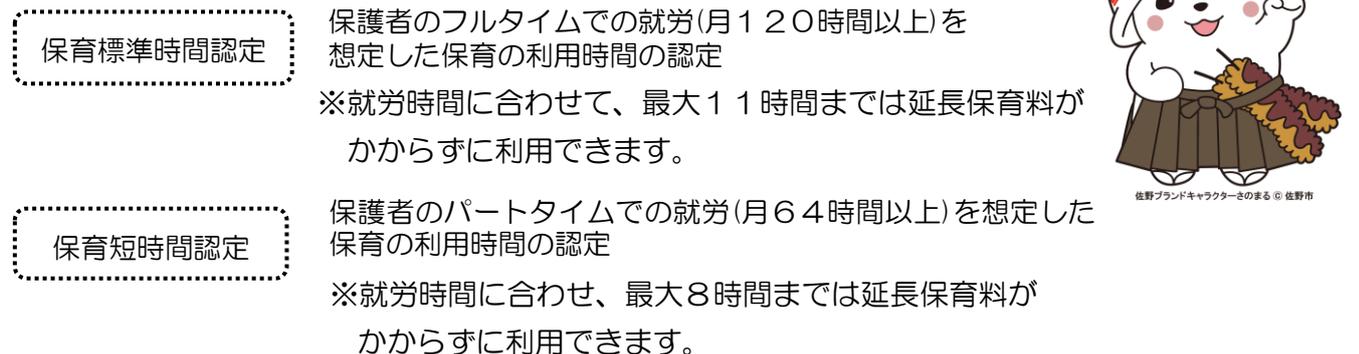
## 1 認定区分

## 利用できる施設等



※「保育を必要とする」とは、保護者が就労や疾病等のために家庭でお子さんを保育できない状況にあることをいいます。

## 2 保育の必要量の認定



佐野ブランドキャラクターのまる © 佐野市

3号認定で入園したお子さんは満3歳に達すると2号認定に自動で切替わります。手続きは不要です。

### 3 認定の有効期間

2号認定

⇒ 3歳～小学校入学前まで

3号認定

⇒ 0～2歳まで

※有効期間の例外となる場合

- ◎妊娠・出産の場合は、認定を行った日から産後おおむね2か月間  
(出産日によっては期間が変更になる場合があります)
- ◎求職活動は、最長3か月間
- ◎保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで  
(例：就労をやめるまで、学校等を卒業するまで)

など

## ②教育・保育給付認定の申請および保育園等の利用申込みの期間・場所

教育・保育給付認定の申請とあわせて、保育園等の利用の申込みをします。※日曜日・祝日を除く。

※「入園保留」を希望する利用の申込みは受付できません。

区分	申込み期間	申込み場所
新年度(4月入園の方や令和8年度中に育児休業明けの方など)の1次申込み	令和7年10月1日(水) ～10月15日(水) こども園は9月1日(月)～10月15日(水)	第1希望がこども園…こども園 第1希望が保育所・地域型保育事業… 保育課もしくは第1希望の施設
	令和7年10月4日(土) 午前9時～午後1時(保育課)	第1希望が保育所・地域型保育事業 の申請のみ受付
// 2次申込み	令和7年10月16日(木) ～12月26日(金)	保育課
// 3次申込み	令和8年1月5日(月) ～2月27日(金)	保育課
新年度での途中入園の申込み (5月～翌年3月入園)	入園希望月の前月の10日まで (土日祝の場合は、直前の平日)	保育課

申請に必要な書類は別紙「申込みに必要な書類について」をご覧ください。

次の方も申込みできます。

- ・お子さんが生まれる予定の方(母子手帳等で出産予定日がわかる方)
- ・令和8年度中に法律上の育児休業期間が終わり、従前の職場に復帰を希望する方
- ・市外から佐野市に転入予定の方(入園希望月前月末までに住民票を異動することが必要です。)

【1次～3次で申込みした方のうち、審査開始が入園希望月の2か月前になる方】

次の方は、申込みは可能ですが、審査は入園希望月の2か月前になるため、結果送付もその時期になります。(途中入園審査対象)

- ・市外から佐野市に令和8年4月以降に転入予定の方
- ・入園希望月が令和9年1月～3月で、その間に法律上の育児休業期間が終わり、従前の職場に復帰を希望する方
- ・法律上の育児休業以外の理由で令和8年5月以降の入園を希望する方

※佐野市在住の方で、市外の保育施設をご希望の方は、希望する施設がある市町村に手続きについてご確認ください。

※毎月1日付での入園となります。ならし保育期間は設けていませんので、入園後の期間内にて内定園と調整をしてください。

#### ◆1次で申込みした入園申請の内容に追加や変更がある場合◆

**令和7年11月7日（金）までに保育課で手続きをしてください。**

就労等に変更がある場合は、新しく就労（内定）等証明書を提出してください。

**これ以降の変更手続きは、1次審査に反映することはできません。**

### ③面接

1次申込みをした方の面接 期間：10月下旬から11月上旬 会場：佐野市役所

（こども園を第1希望とする方は、こども園で面接を行います。）

面接の通知や持参するものなどの案内をご確認の上、保護者の方は、指定された日時に指定された会場へお子さんと一緒にお越しください。

※2次、3次、途中入園の申込みをした方の面接は、別にお知らせします。

※発達や身体に気になることがあり相談したい方、支援を受けたい方は保育課へご相談ください。



### ④教育・保育給付認定結果と利用調整結果の送付

(1) 申込み書類と面接等をもとに保育の必要性や利用時間などを佐野市で確認し認定

(2) 教育・保育給付認定申請書の希望する保育園等の利用について佐野市で調整

(3) 保護者へ教育・保育給付認定決定通知書と利用調整結果通知書を送付（12月下旬送付予定）

※2次、3次、途中入園の申込みをした方は別にお知らせします。

※教育・保育給付認定決定通知書は最初の利用調整結果通知時のみ送付します。

※途中入園審査会の審査対象となる方は、入園希望月の2か月前に利用調整し、その結果を通知します。

### ⑤入所が可能な保育園等への入園の申込み

教育・保育給付認定決定通知書と利用調整結果通知書が届きましたら、内容をご確認ください。**利用調整結果通知書に入所可能な保育施設が記載されていた場合、令和8年1月9日（金）までに入園の申込みをしてください。**2次、3次、途中入園の申込みをした方は別にご案内します。

（注）申込み期限までに申込みがない場合は、入園をキャンセルしたものとみなしますので、ご注意ください。

「職場に復帰する予定で申し込んだが辞めてしまった」「世帯状況が変わった」「妊娠が分かった」等、申込みの時と状況が変わった場合は、必ず保育課に申し出てください。提出書類と事実が異なることが判明した場合は、内定を取り消すことがあります。

### ⑥入園保留となった場合の流れ

**審査で入園保留となった方は、手続きをしなくても令和8年度中の審査は引き続き対象となります。**（例：1次審査で保留となった場合、取り下げの申し出がない限り、保育園に内定するまでは自動的に2次、3次、4月～翌年2月の毎月の途中入園審査の対象となります。）

一度利用調整結果を通知した後は、内定したときのみ結果を郵送します。希望園や就労内容などに変更がある場合は、保育課へお問い合わせください。（指定された期日があります。）

※教育標準認定を受けている場合は、取り扱いが異なる可能性があります。

## 《入園までの手続きの流れ》

### 期間・期限等

(こども園は令和7年9月1日(月)～)

令和7年10月1日(水)～  
10月15日(水)

- ・2次は、10/16(木)～12/26(金)
- ・3次は、R8.1/5(月)～2/27(金)
- ・途中入園は、希望月の前月の10日

10月下旬～11月上旬

11月7日(金) 変更申請〆切

**※これ以降の追加・修正は  
1次審査に反映できません。**

12月下旬

令和8年1月9日(金)まで

2月～3月

入園が5月以降の場合  
は、入園月の前月

4月

または、育児休業  
から復帰する月



佐野ブランドキャラクターさのまる © 佐野市

### 手続等

① 第1次教育・保育  
給付認定申請  
(兼 保育園等の利用申込み)

②面 接

③教育・保育給付認定結果  
と保育園等の利用調整結果  
の通知

④入園申込

⑤健康診断

⑥入 園



「マイナポータル」の「子育てワンストップサービス」において、教育・保育給付認定申請及び保育園等の利用申込のオンライン申請が可能です。詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。

令和8年度中に育児休業期間が終了する方も申し込みできます。(出産前も可)  
※令和9年1月から3月に入園希望で育児休業期間が終了する方は審査が入園希望月の2か月前からとなります。

お子さんの健康や発達、お仕事、ご家族のことについて伺います。こども園を第1希望とする方はこども園で面接を行います。

審査の上、保育園等の利用が必要か、どの園に入園可能か郵送にてお知らせします。

③でお知らせした園に入園の申込をしてください。  
注：期限を過ぎた場合は入園をキャンセルしたものとみなします。

入園先の保育園等から健康診断の日時についてお知らせします。

入園後、園から保育料または給食費の額をお知らせします。  
毎月、1日付での入園となります。

※育児復帰の方は入園後、「復職済みであることがわかる就労証明書」を提出していただきます。育休から復帰せず退職する方や転職する方は、内定を取り消し、再調整しますので退職前に必ず内定園または保育課にご相談ください。